

. . .  
. . . .

' S( S%S) (  
' S, & SS&  
+S' &) SS%  
, S( S%SS,  
- S' & SS%  
&S%%+S&  
&S' & S%  
&S, S' S'

. . . . .

. . .  
. . .  
. . .  
. . .  
. . .  
. . .  
. . .  
. . .  
. . .  
. . .

. . . . .

. . . . .

. . . . .

. fl L.  
. fl L.  
. fl L.

' S, & \$\$%

· fl L·

· fl L·

· fl L·

! · &!

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl L·

· fl L·

· fl L·

· fl L·

· fl L·

· fl L·

· fl L·

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl £·

· fl L·  
· fl L·  
· fl L·

· fl L·  
· fl L·  
· fl L·

· fl L·  
· fl L·

· fl L:

· fl L:

· fl L:

· fl L:





· fl L·

· fl L·

· fl L·

· fl L·







# 法人文書開示請求書

年月日

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

TEL ( )

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

〒

TEL ( )

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

## 記

### 1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

|  |
|--|
|  |
|--|

### 2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

イ又はロに○印を付してください。イを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

|   |
|---|
| <p>イ 事務所における開示の実施を希望する。<br/>&lt;実施の方法&gt; ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )</p> <p>&lt;実施の希望日&gt;</p> <p>ロ 写しの送付を希望する。</p> |
|---|

\*この欄は記入しないでください。

|       |  |
|-------|--|
| 受付担当課 |  |
| 備考    |  |

|  |
|--|
|  |
|--|

## 法人文書開示請求書（裏面又は別紙）

### <記載にあたっての注意事項>

#### 1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地を記載して下さい。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

#### 2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

#### 3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

#### 4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の実施日について希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

### <開示請求手数料の納付について>

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円の手数料を納付していただくこととなっておりますので、次の方法で納付して下さい。

1. 国立研究開発法人水産研究・教育機構の法人文書開示請求窓口に来られ、開示請求書を提出される場合  
窓口において現金で納付して下さい。（釣り銭のいらぬようにお願いします。）

収入印紙による納付は出来ません。

2. 開示請求書を郵便で提出される場合

##### ①現金書留にて納付する場合

開示請求書に手数料相当額の現金を添えて下記に郵送してください。

##### ②郵便定額小為替（無記名のもの）で納付する場合

郵便局で300円の定額小為替を購入し、開示請求書と併せて下記に郵送してください。

##### ③銀行振込で納付する場合（振込手数料は開示請求者の負担となります。）

開示請求書を下記へ郵送後、国立研究開発法人水産研究・教育機構が発行する請求書に基づき、指定された口座へ納付をお願いします。

〒221-8529

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部総務課

（郵送途中の事故について、国立研究開発法人水産研究・教育機構は一切の責任を負いません。）

### <問い合わせ先>

国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部総務課

電話 045-277-0049 FAX 045-277-0013 ホームページ <https://www.fra.go.jp/>

## 法人文書の開示の実施方法等申出書

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所 〒

連絡先電話番号 ( )

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

### 記

1 法人文書開示決定通知書の日付、文書番号  
○年○月○日付け○○水機本第○○○号

2 求める開示の実施方法

下表から開示の実施の方法等を選択し、該当するものに○をして下さい。

| 法人文書の名称<br>※ | 種類・量<br>※ | 開示の実施の方法（1又は2）と範囲（全部又は一部）<br>を選んで、該当するものに○印を付してください。 |    | 開示実施手数料<br>※ |
|--------------|-----------|--|----|--------------|
|              |           | 1※   | 全部 |              |
|              |           |  | 一部 |              |
|              |           | 2※   | 全部 |              |
|              |           |  | 一部 |              |

※は担当課記入

3 事務所における開示の実施を希望する日

年 月 日（曜日） 午前 / 午後 時頃

4 「写しの送付」の希望の有無 有 / 無

※有の場合 \_\_\_\_\_円分の郵便切手を同封して下さい。

<開示実施手数料の納付について>詳しくは開示決定通知書の裏面（又は同封）の説明事項をお読み下さい。

## 法人文書の開示の実施方法等申出書

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所 〒

連絡先電話番号 ( )

法人文書開示決定通知書(○年○月○日付け○○水機本第○○○号)により通知のありました法人文書について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 5 条第 3 項及び同施行令第 9 条第 2 項の規定に基づき、申出をします。

○ 開示実施手数料 \_\_\_\_\_ 円 ※担当課記入

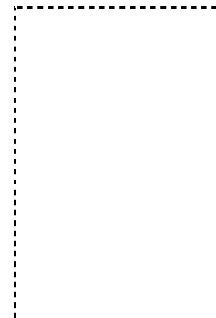
上記の金額を法人文書開示決定通知書の裏面又は別紙に記載した方法で納付して下さい。

○ 郵送料 \_\_\_\_\_ 円 ※担当課記入

上記の金額の郵便切手をこの申出書に同封して下さい。

-----  
担当課使用欄

|            |             |
|------------|-------------|
| 開示実施定数料確定額 | 円           |
| 収納担当課      |             |
| 収納年月日      | 年 月 日 (担当者) |





## 法人文書の更なる開示の申出書

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所 〒

連絡先電話番号 ( )

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

### 記

- 1 更なる開示を求める法人文書の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号  
○年○月○日付け○○水機本第○○○号
- 3 最初に開示を受けた日  
○年○月○日
- 4 更なる開示の実施の方法等

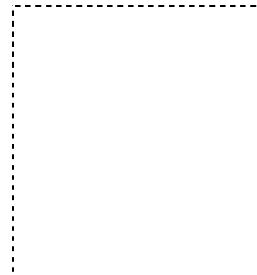
(事務所における開示の実施を受ける場合は、その希望日。写しの送付を希望する場合は、その旨。ただし、法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ方法による開示の実施の受けることはできません。)

○ 開示実施手数料 \_\_\_\_\_ 円 ※担当課記入  
上記の金額を法人文書開示決定通知書の裏面又は別紙に記載した方法で納付して下さい。

○ 郵送料 \_\_\_\_\_ 円 ※担当課記入  
上記の金額の郵便切手をこの申出書に同封して下さい。

-----  
担当課使用欄

|            |             |
|------------|-------------|
| 開示実施手数料確定額 | 円           |
| 収納担当課      |             |
| 収納年月日      | 年 月 日 (担当者) |



(他の独立行政法人等)

様

## 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

## 開示請求に係る事案の移送について

○年○月○日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

## 記

|              |   |
|--------------|---|
| 開示請求に係る法人文書名 | 開示請求書に記載されている法人文書の名称等<br>(一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、○○、○○及び○○に係る法人文書) |
| 請求者名等        | 氏名：<br>住所：<br>電話番号：   |
| 添付資料等名       | ・ 開示請求書<br>・ 移送前に行った行為の概要記録<br>・                                      |
| 備 考          | (複数の独立行政法人等に移送する場合には、その旨)   |

## &lt;連絡先&gt;

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
所 属：  
担当者：  
TEL：  
FAX：  
E-Mail：

(開示請求者)

様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

## 開示請求に係る事案の移送について(通知)

○年○月○日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定により、通知します。

## 記

|                 |  |
|-----------------|--|
| 開示請求に係る法人文書名    | 開示請求書に記載されている法人文書の名称等<br>(一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、<br>○○、○○及び○○に係る法人文書)  |
| 移送年月日           | ○年○月○日   |
| 移送先の<br>独立行政法人等 | (連絡先)<br><br>部局課室名：<br><br>担当者名：<br><br>所在地：<br><br>電話番号：  |
| 移送の理由           |  |
| 備 考             | 1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。<br>2 複数の独立行政法人等に移送が行われた場合(自らも開示決定等を行う場合を含む。)には、開示実施手数料の 3 0 0 円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取ることとなります。 |

&lt;担当課：

&gt;

(行政機関の長)

様

## 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

## 開示請求に係る事案の移送について

○年○月○日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

## 記

|              |   |
|--------------|---|
| 開示請求に係る法人文書名 | 開示請求書に記載されている法人文書の名称等<br>(一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、○○、○○及び○○に係る法人文書) |
| 請求者名等        | 氏名：<br>住所：<br>電話番号：   |
| 添付資料等名       | ・ 開示請求書<br>・ 移送前に行った行為の概要記録<br>・                                      |
| 備 考          | (複数の行政機関の長に移送する場合には、その旨)  |

## &lt;連絡先&gt;

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
所属：  
担当者：  
TEL：  
FAX：  
E-Mail：

(開示請求者)

様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

## 開示請求に係る事案の移送について(通知)

○年○月○日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項の規定により、通知します。

## 記

|              |  |
|--------------|--|
| 開示請求に係る法人文書名 | 開示請求書に記載されている法人文書の名称等<br>(一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、<br>○○、○○及び○○に係る法人文書)  |
| 移送年月日        | ○年○月○日   |
| 移送先の行政機関の長   | (連絡先)<br>部局課室名：<br>担当者名：<br>所在地：<br>電話番号：  |
| 移送の理由        |  |
| 備 考          | 1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。<br>2 複数の行政機関の長に移送が行われた場合(自らも開示決定等を行う場合を含む。)には、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取ることとなります。 |

&lt;担当課：

&gt;

諮 問 書

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第 19 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(審査請求人等)

様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

## 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第19条第2項の規定により通知します。

|                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| 1 審査請求に係る<br>法人文書の名称 |                              |
| 2 審査請求に係る<br>開示決定等   |                              |
| 3 審査請求               | (1) 審査請求日<br><br>(2) 審査請求の趣旨 |
| 4 諮問日・諮問番号           | ○年○月○日・ ○年諮問第○○号             |

担当課等：

〒

TEL

(注1) 「2 審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等をした者、開示決定等の種類(開示決定、部分開示決定又は不開示決定)を記載すること。

(注2) 4の「諮問番号」は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

(第三者)

様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

## 法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

貴殿（貴社）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することについて御意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日  
○年 ○月 ○日
- 3 上記法人文書に記録されている貴殿（貴社）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限  
○年 ○月 ○日（ ）

\* 担当課：



(第三者)

様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

## 法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

貴殿（貴社）に関する情報が記録されている下記の法人文書について独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第14条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日  
○年 ○月 ○日
- 3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている貴殿（貴社）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限  
○年 ○月 ○日（ ）

\* 担当課：

## 法人文書の開示に関する意見書

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所 〒

連絡先電話番号 ( )

○年○月○日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

### 記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意見

(1) 上記法人文書の開示による支障(不利益)の有無

(2) 支障(不利益)の具体的内容

## 開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者）

\_\_\_\_\_様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

○年○月○日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

\* 担当課

## 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者）

様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

○年○月○日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等する期限  
（○年○月○日までに可能な部分について開示決定等をし、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等をする予定です。）

○年○月○日（ ）

\* 担当課

## 法人文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

○年○月○日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしたので通知します。

## 記

1 開示する法人文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

\*裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。

| 法人文書の種類<br>・数量等 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額<br>(算定基準) | 法人文書全体について<br>開示の実施を受けた場合<br>の基本額 | 開示実施手数料<br>(基本額－開示請求手<br>数料300円) |
|-----------------|----------|---------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
|                 |          |                     |                                   |                                  |

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

\* 担当課

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に必要な事項を記載して、国立研究開発法人水産研究・教育機構総務部総務課まで申出を行ってください。

開示の実施の方法は、本通知書3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に関覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、本通知書3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「5 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の1週間前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合には、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほか、郵送料(郵便切手)が必要になります。

### 2 開示実施手数料の納付について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例: いずれも片面印刷の場合)

150頁ある法人文書を閲覧する場合:

100頁までごとにつき100円 → 基本額  $100 \times 2 = 200$ 円 → 300円以下のため手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合:

用紙1枚につき20円 → 基本額  $20 \times 150 = 3000$ 円 → 手数料は  $3000 - 300 = 2700$ 円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合(残りの40頁は開示を受けない):

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 300円以下のため手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がなくと認められる方については、法人文書の開示に係る手数料に関する規則に基づき、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

##### ① 事務所における開示の実施を希望される場合

開示を受ける当日、窓口において現金で納付して下さい。(釣り銭のいらないようにお願いします。)

収入印紙による納付は出来ません。

##### ② 写しの送付を希望される場合

###### 1) 現金書留にて納付する場合

「法人文書の開示の実施方法等申出書」に手数料相当額の現金を添えて下記に郵送してください。

###### 2) 郵便定額小為替(無記名のもの)で納付する場合

郵便局で手数料相当額の定額小為替を購入し、「法人文書の開示の実施方法等申出書」と併せて下記に郵送してください。

###### 3) 銀行振込で納付する場合(振込手数料は開示請求者の負担となります。)

「法人文書の開示の実施方法等申出書」を下記へ郵送後、国立研究開発法人水産研究・教育機構が発行する請求書に基づき、指定された口座へ納付をお願いします。

写しの送付を希望される場合には、本通知書3(3)に記載した郵送料(見込額)と同額分の郵便切手も同封して下さい。

郵送の宛先は次の1カ所です。

〒221-8529 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100 6階  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部総務課

(郵送途中の事故について、国立研究開発法人水産研究・教育機構は一切の責任を負いません。)

### 3 不開示部分に係る審査請求

今回の決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます。

### 4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択し、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

### 5 問い合わせ先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部総務課

電話 045-277-0049

FAX 045-277-0013

ホームページ <https://www.fago.jp/>

## 法人文書不開示決定通知書

(開示請求者)

様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

○年○月○日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

\* 担当課等

(反対意見を提出した第三者)

様

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

## 法人文書の開示決定について（通知）

貴殿（貴社）から〇年〇月〇日付で「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

### 記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

\* 担当課：